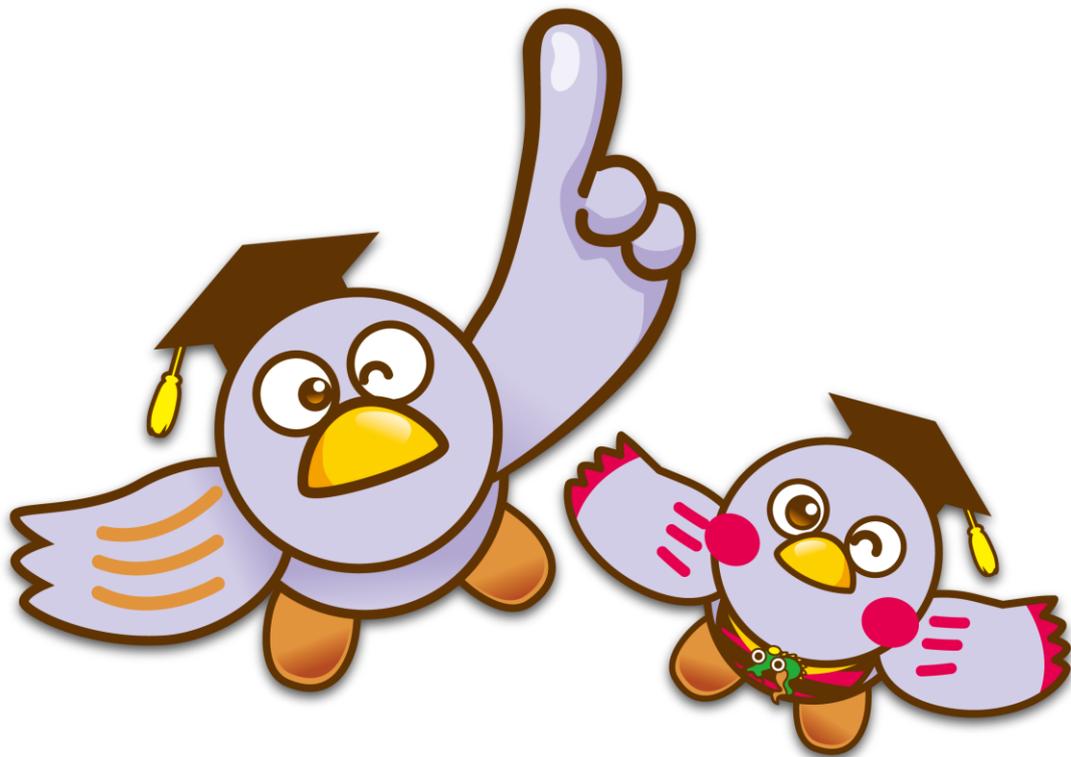


## 開発工事完了（中間）検査のご案内

都市計画法に基づく開発許可を受けた方は、その開発行為に関する工事に関して、必ず工事完了検査や中間検査を受けなければなりません。

これは、その際の検査にあたっての留意点や検査依頼手続きなどをまとめたものです。お読みいただくようお願いします。



埼玉県のマスコット コバトン さいたまっち

令和2年10月

# 目 次

## 《検査編》

---

1	検査受検の前に（開発工事の留意点）	1
2	工事記録写真について	2
1)	工事記録写真の撮影事項	
2)	工事記録写真の撮影方法	
3	工事検査における過去の主な指摘事項	10
1)	開発区域に関するもの	
2)	工事記録写真に関するもの	
3)	試験成績表等の資料が整理されていないもの	
4)	現地と開発行為許可書と相違しているもの	
5)	雨水排水工事の施工状況が不備なもの	
4	検査の立会者	13
5	検査項目	13
1)	工事完了検査の主な内容	
2)	工事中間検査の主な内容	
6	検査時に用意するもの	15
1)	関係書類	
2)	検査器具	

## 《手続編》

---

1	工事完了検査	17
1)	工事完了検査の実施日の調整	
2)	工事完了時に提出する書類	
3)	届出にあたっての留意事項	
2	工事中間検査	19
1)	許可権者が指定する工程（指定工程）	
2)	工事中間検査の実施日の調整	
3)	工事中間検査の依頼時に提出する書類	
3	工事検査後の手続	21

## 《検査編》

### 1 検査受検の前に（開発工事の留意点）

- 開発工事の検査では、開発区域の境界及び施行した工作物の規格・寸法などが許可書の設計図書に適合していることを確認します。
- 申請者、設計者及び工事施工者が連携して、下記に留意して開発工事を進め、受検前に改めて開発工事の内容が許可書の設計図書に適合しているか確認してください。
- 特に、開発工事完成時に目視できなくなる部分（土留工の配筋、雨水浸透施設の碎石層など）の規格・寸法を明確に確認できるよう、工事記録写真を整理してください。

#### 開発工事の主な留意点

- 1) 境界杭は堅固なもので、地盤に固定されているか
  - ◆ 境界杭は、コンクリート製又は金属製プレートを使用すること
- 2) 境界が明確に表示されているか
  - ◆ 境界杭の矢印等の表記が適切に明示されていること
  - ◆ 杭が土中に埋もれていないこと、障害物などにより杭位置が確認しづらくないこと
- 3) 現場の判断で設計図などと異なる施工をしていないか
  - ◆ 暗渠管の屈曲、管径の120倍を超える延長になるときは、柵を設けること
  - ◆ 浸透施設の碎石層の使用材料は、処理量が変わるので原則変更しないこと
  - ◆ 雨水柵には、必ず15cm以上の泥ためを設けること など

※ 許可を受けた設計の内容を変更する場合は、変更の許可が必要となります  
変更が見込まれる場合には、事前に管轄の建築安全センターに連絡してください

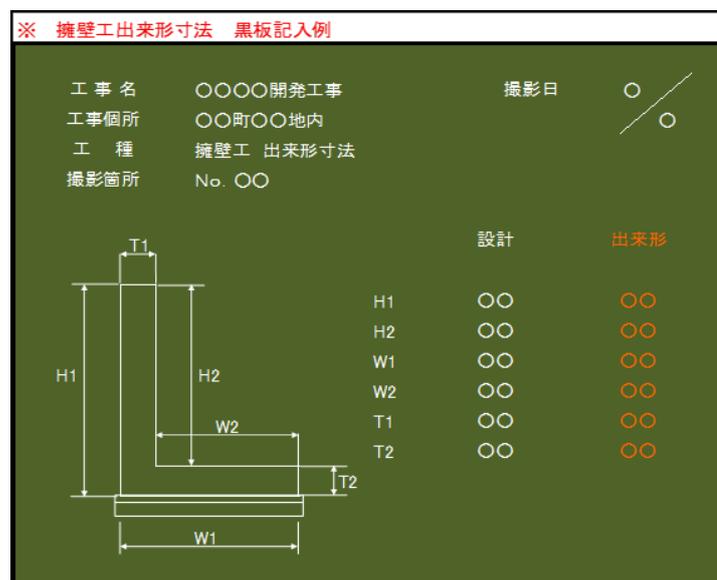
- 4) 完成時に目視できない部分の工事記録写真を整理しているか
  - ◆ 次項「2 工事記録写真について」を参照し、明確で判別しやすい写真撮影に努めてください
- 5) 築造した工作物などが境界を越えていないか

## 《検査編》

### 2 工事記録写真について

#### 工事記録写真の撮影の留意点

- 寸法を記録する場合は、リボンテープ、箱尺等を適切に写し込むこと。
- 全景写真ではリボンテープなどの目盛りが明確に判別できない場合があるので、目盛りの0位置及び目盛りの読み位置で近景を撮影すること。
- 黒板を必ず写し込むこと。黒板の標準的な記載事項及びレイアウトは以下のとおり。
- 設計図の寸法及び施工内容とすべて対比できるように次項に掲げる工種の適切な時期に撮影すること。



黒板の記載事項及びレイアウト例

## 《検査編》

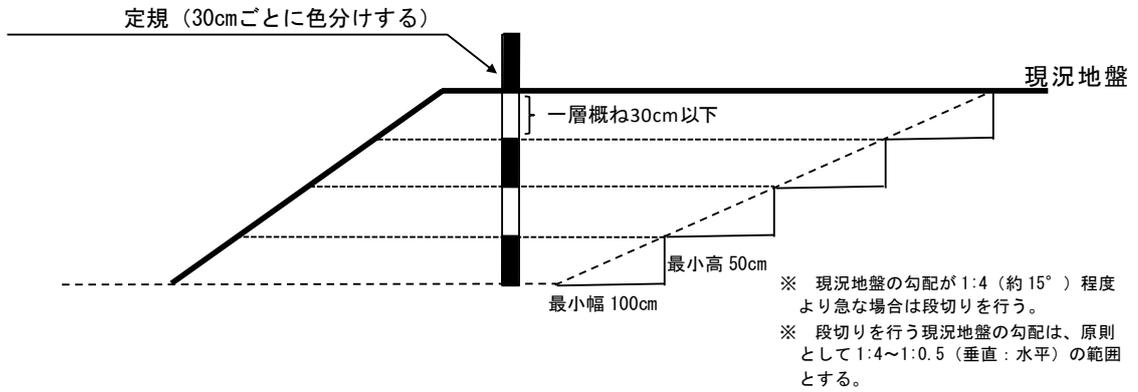
### 1) 工事記録写真の撮影事項

開発区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事着手前の全景</li> <li>●工事完了後の全景</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●路盤厚と転圧状況→◆水系を張り路床高から舗装仕上げレベルが判るもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆上層と下層路盤の厚さが判るもの</li> <li>◆上層路盤高から舗装仕上げ面レベルが判るもの</li> </ul> </li> <li>●路盤の試験・試料の採取状況</li> </ul>
切土 盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>●軟弱地盤対策の工事過程が判るもの</li> <li>●元地盤から30cmごとの盛土の敷き均し・転圧などの工程が判るもの</li> </ul>
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支持地盤（床掘）の状況</li> <li>●基盤碎石の厚さ及び転圧状況</li> <li>●基礎コンクリートの厚さ及び施工状況</li> <li>●配筋状況（リボンテープ又はスタッフを当てて撮影）</li> <li>●止水板の設置状況</li> <li>●裏込碎石の状況（水抜穴のある部分のみではなく、全体の面に施工）</li> <li>●支持杭又は地盤改良の状況</li> </ul>
雨水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●雨水溜柵→◆接続状況、設置位置・数、材料・規格</li> <li>●浸透柵・トレンチ管→◆計画地盤面からの総掘削深さ、幅、長さ             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆柵及び管の敷設状況、材料・規格・寸法</li> <li>◆泥だめの寸法 ◆フィルターの設置状況</li> <li>◆充填する3～4号単粒度碎石の厚さ及び幅</li> <li>◆浸透性シートで碎石全体をくるんでいる状況</li> </ul> </li> <li>●調整池→◆貯留施設の構造、面積、計画水深             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆流入管の高さ、放流施設の構造</li> </ul> </li> </ul>
污水施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●污水柵等→◆接続状況、設置位置・数、材料・規格</li> <li>●最終柵→◆施工状況、設置位置、材料・規格</li> </ul>
境界杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>●境界杭の設置状況→◆コンクリート等の永久杭の状況</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カーブミラー→◆基礎の状況</li> <li>●防火水槽→◆地盤の状況             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆碎石の厚さ及び転圧状況</li> <li>◆躯体の配筋状況等</li> </ul> </li> </ul>

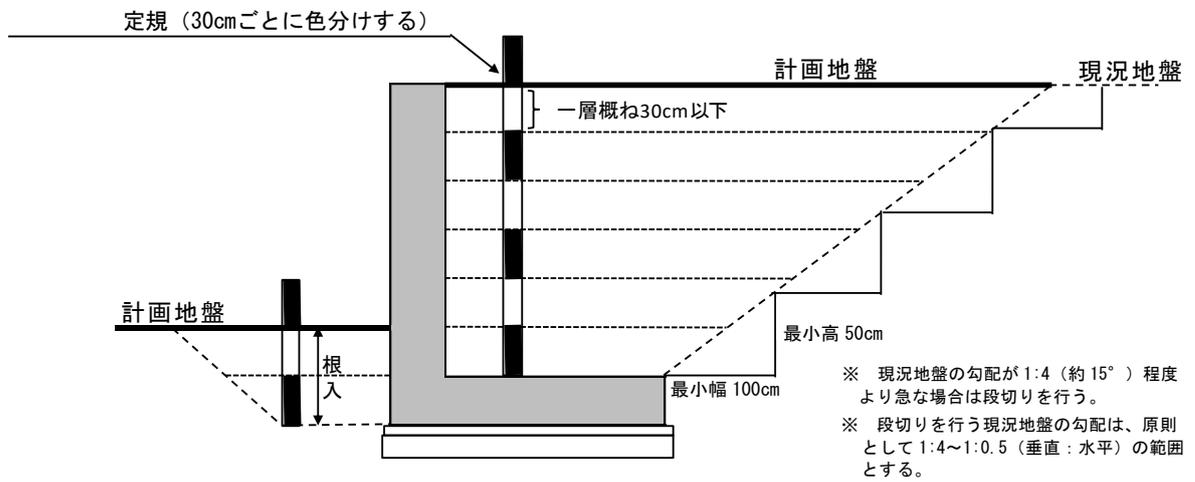
# 《検査編》

## 2) 工事記録写真の撮影方法

### (1) 土工 (盛土)



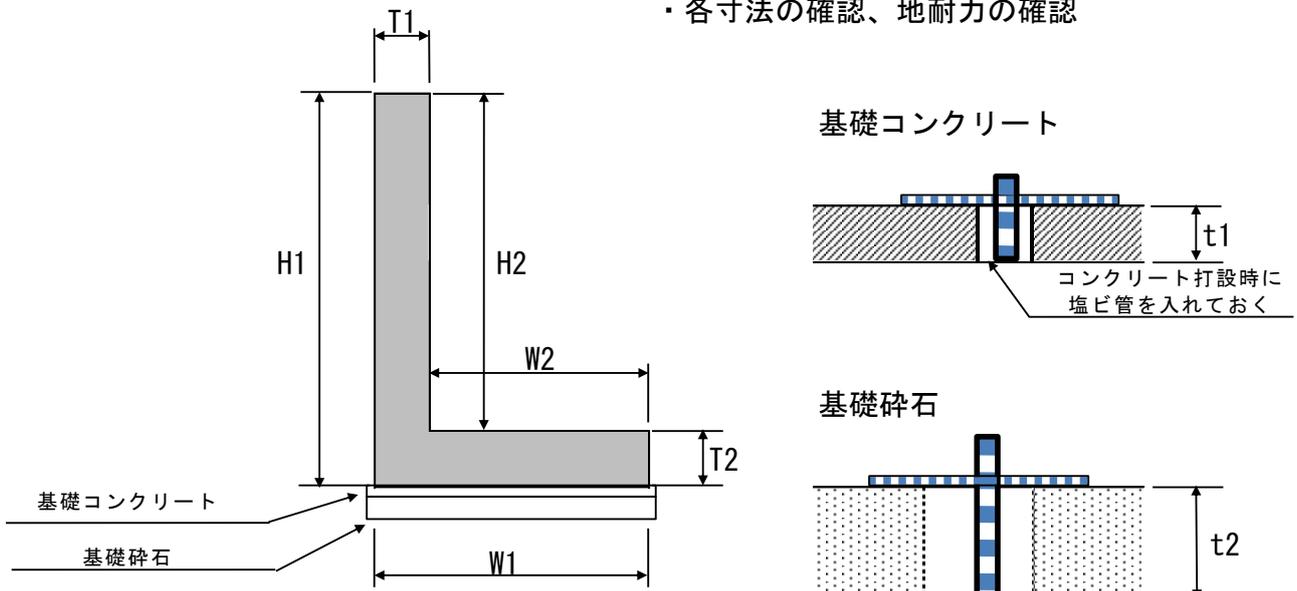
### (2) 擁壁 (土工)



狭隘部や構造物端部の締め固めをタンパー等の小型機械を用いるなど入念に行っていることが確認できること。(この場合1層の仕上がり厚さを20cm以下とする。)

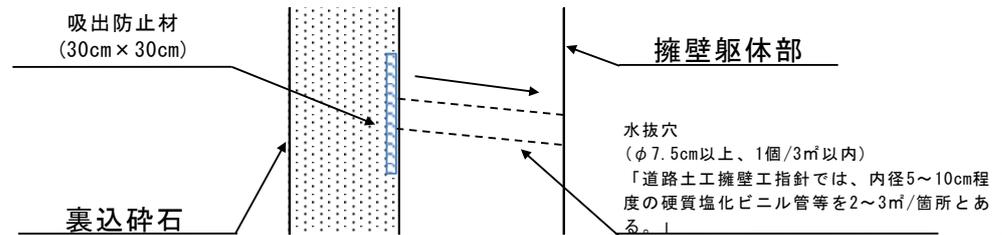
### (3) 擁壁 (躯体工)

・各寸法の確認、地耐力の確認

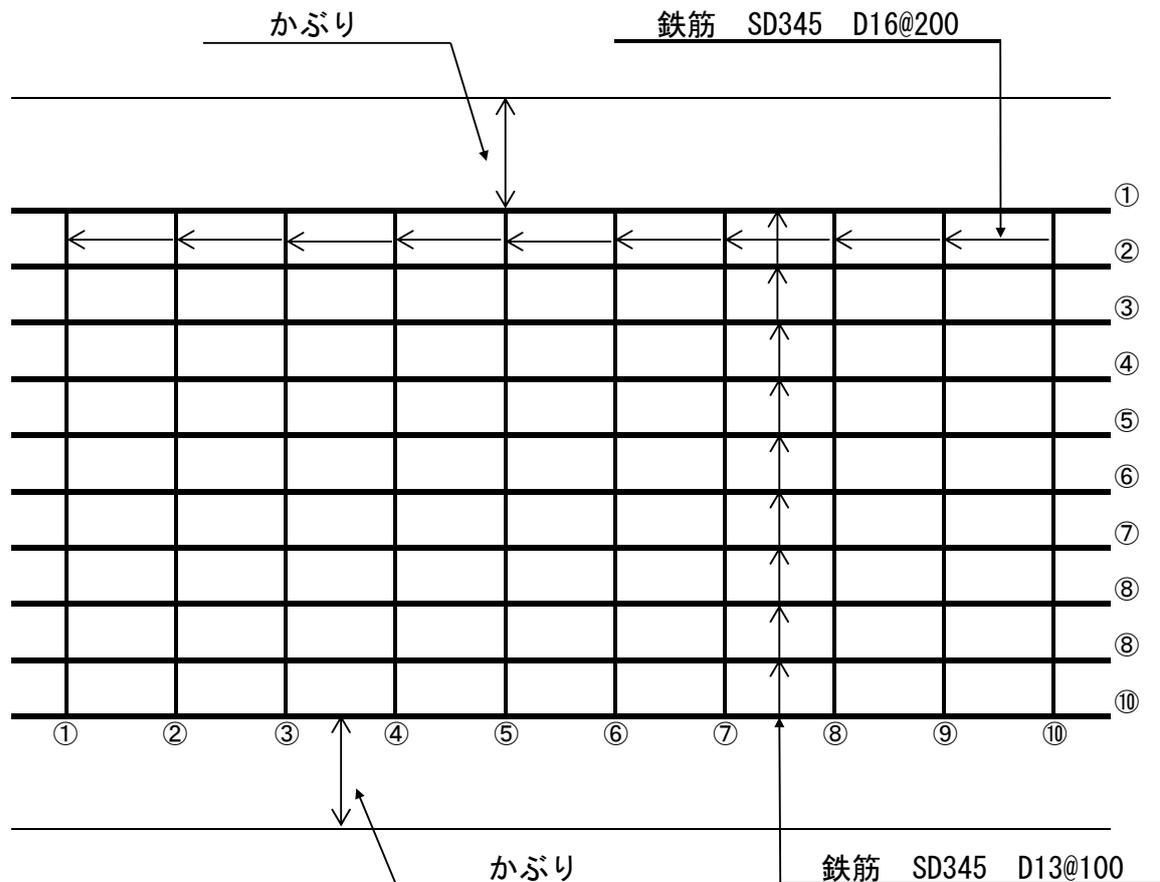


## 《検査編》

### (4) 擁壁（水抜工）



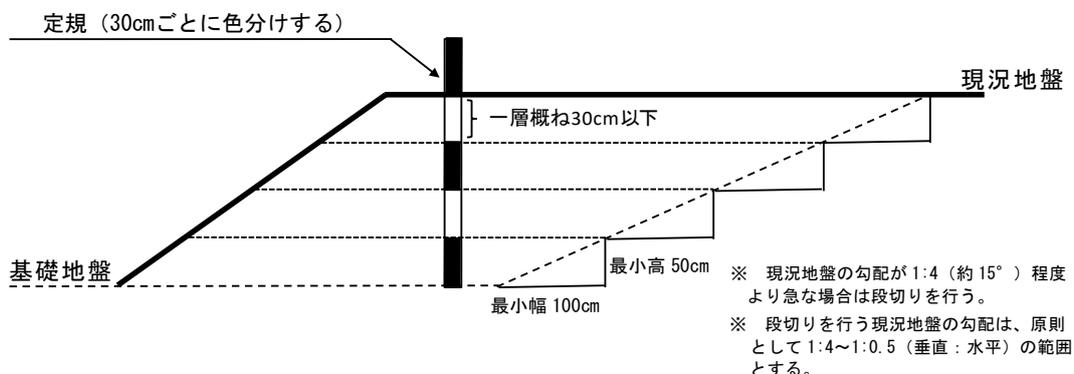
### (5) 擁壁（配筋工）



- ① 鉄筋 10 本分を標準として鉄筋間隔が確認できること。
- ② 鉄筋のかぶりが確認できること。
- ③ スペースの設置が確認できること。  
(底面：4 個/㎡以上、側面：2 個/㎡以上)
- ④ 使用する鉄筋の種類、径が確認できること。  
また、検査時にミルシート、鋼材検査証明書など鋼材の材質を証明する書類を提出提示すること。

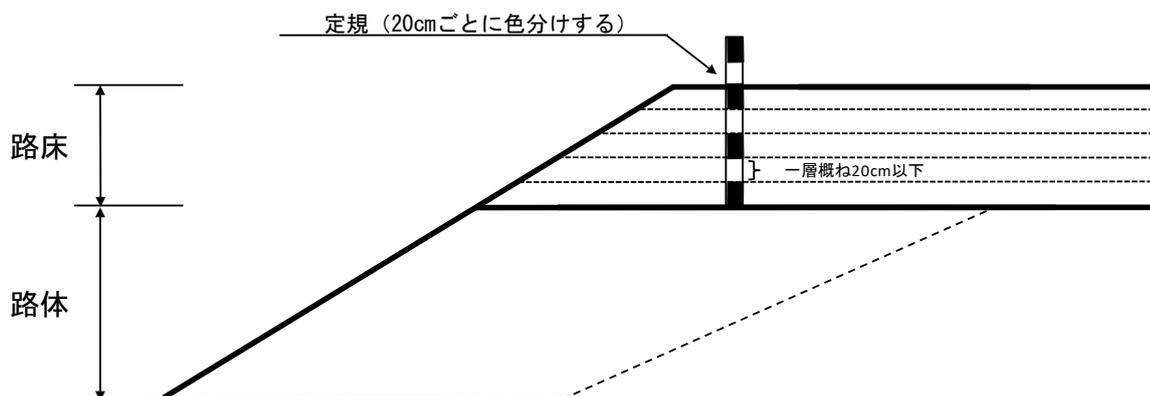
## 《検査編》

### (6) 道路（路体）



- ① 現況地盤の勾配が1:4（約15°）程度より急な場合、段切りを行うこと。
- ② 段切りの幅及び高さが最小値以上であることが確認できること。
- ③ 基礎地盤から定規を立ち上げ、各層の締め固めの厚さを確認できること。
- ④ 1層の仕上がりの厚さを30cm以下とし、各層ごとに締め固めていることが確認できること。
- ⑤ 狭隘部や構造物端部の締め固めをタンパー等の小型機械を用いるなど入念に行っていることが確認できること。（この場合1層の仕上がり厚さを20cm以下とする。）

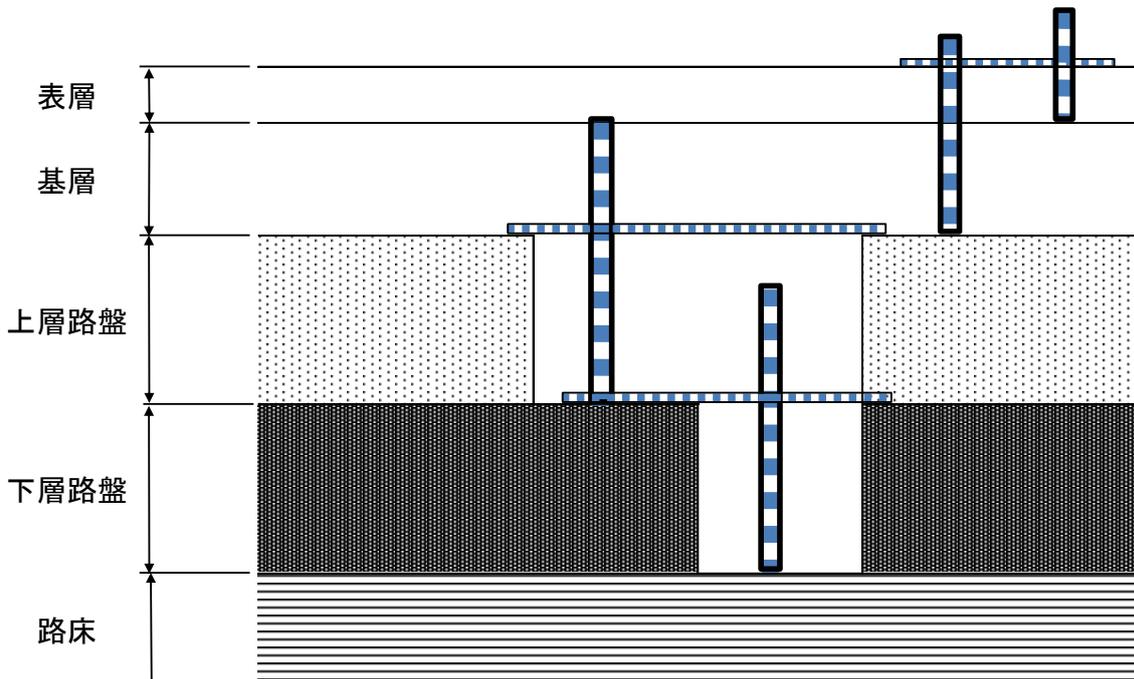
### (7) 道路（路床）



- ① 基礎地盤から定規を立ち上げ、各層の締め固めの厚さを確認できること。
- ② 1層の仕上がりの厚さを20cm以下とし、各層ごとに締め固めていることが確認できること。
- ③ 狭隘部や構造物端部の締め固めをタンパー等の小型機械を用いるなど、入念に行っていることが確認できること。（この場合1層の仕上がりの厚さを20cm以下とする。）

## 《検査編》

### (8) 道路（路盤、表層、基層）

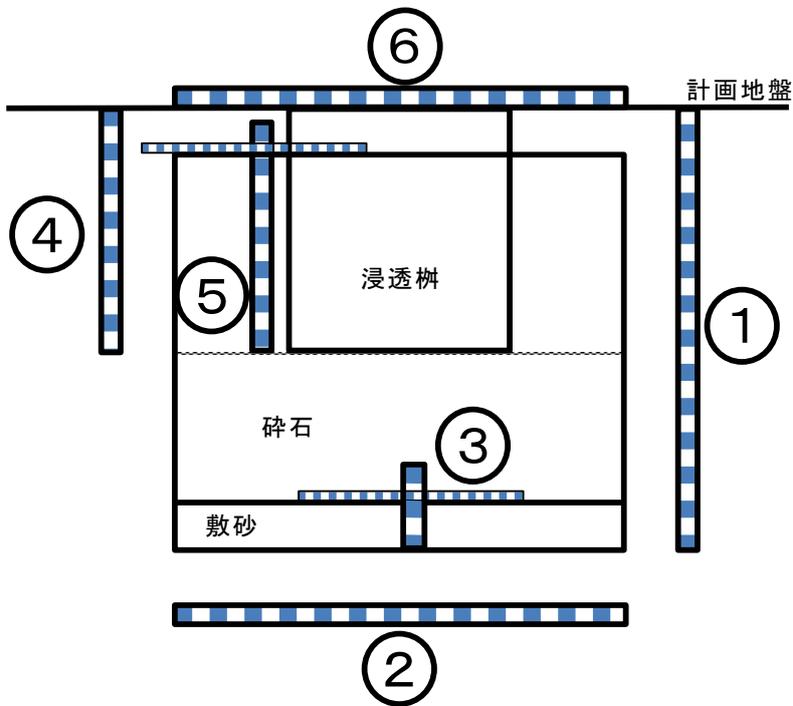


- ① 下層路盤の仕上りの厚さを1層あたり20cm以下とし、各層ごとに仕上りの厚さ及び締め固めていることが確認できること。
- ② 上層路盤の仕上りの厚さを1層あたり15cm以下とし、各層ごとに仕上りの厚さ及び締め固めていることが確認できること。ただし、振動ローラを用いて締め固めをする場合、仕上りの厚さを1層当たり20cm以下とすることができる。
- ③ 各路盤の完了時に路盤を掘り起こし、各路盤の厚さが確認できること。  
また、あらかじめ砂置換法による現場密度を測定し、検査時に測定結果を材料証明書とともに提示すること。
- ④ 各路盤の完了時に、各路盤の計画高さまたは表層面からのさがり深さを測定し、その結果に基づき横断勾配が確認できること。
- ⑤ 基層の施工前及び表層のみの施工の場合、上層路盤面に乳剤（プライムコート）が散布されていることが確認できること。
- ⑥ 表層及び基層の2層目以降の施工の場合、アスファルト面に乳剤（タックコート）が散布されていることが確認できること。
- ⑦ 表層及び基層の仕上りの厚さを1層あたり7cm以下とし、各層ごとに仕上りの厚さ及び施工状況が確認できること。
- ⑧ 表層及び基層の完了時に現地コア抜取りを行い、表層及び基層の厚さが確認できること。  
また、あらかじめ現場密度の測定及びコアの一部において抽出試験を実施し、検査時に測定結果を材料証明書とともに提示すること。

# 《検査編》

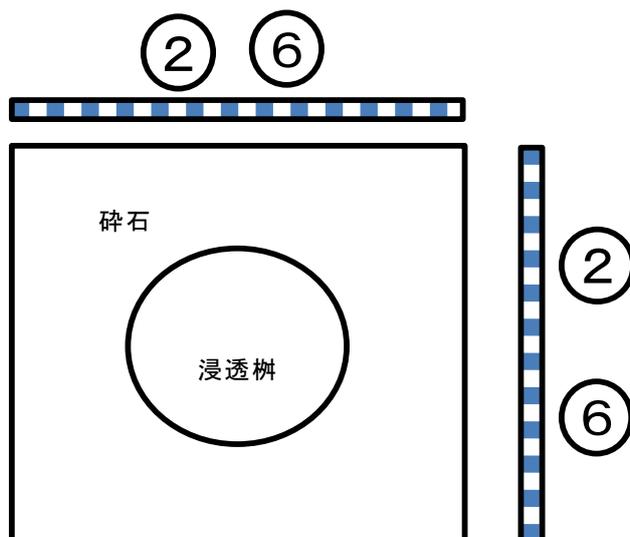
## (9) 雨水対策 (浸透枵)

断面図



- ① 掘削後の深さ確認  
(計画地盤から床付まで)
- ② 掘削後の幅確認  
(床付面)
- ③ 敷砂の厚さ確認(段掘)
- ④ 集水枵設置前の下り確認  
(計画地盤から)
- ⑤ 浸透枵設置後の下り確認  
(碎石部の寸法)
- ⑥ 出来高の幅確認  
(埋戻前で透水シート施工前後)

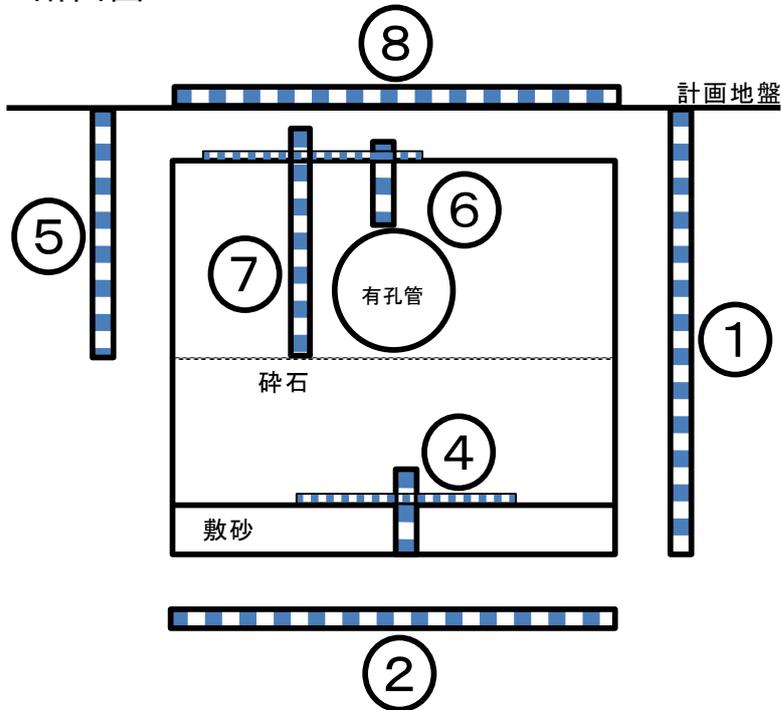
平面図



# 《検査編》

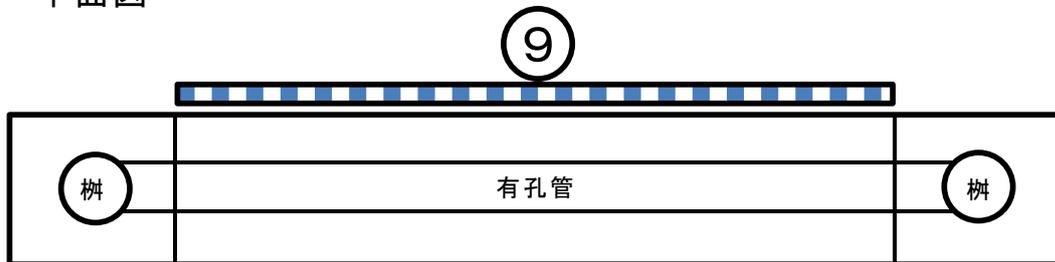
## (10) 雨水対策（トレンチ管）

断面図

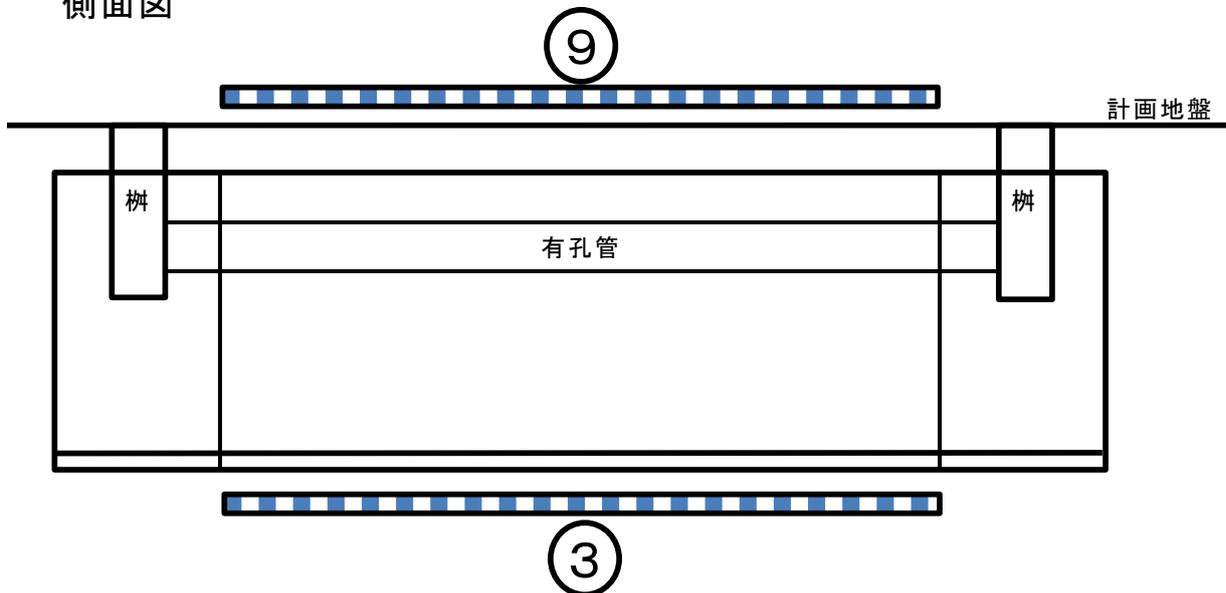


- ① 掘削後の深さ確認  
(計画地盤から床付まで)
- ② 掘削後の幅確認  
(床付面)
- ③ 掘削後の延長確認  
(床付面)
- ④ 敷砂の厚さ確認(段掘)
- ⑤ 有孔管設置前の下り確認  
(計画地盤から)
- ⑥ 有孔管設置後の下り確認  
(碎石部の寸法)
- ⑦ 有孔管設置後の下り確認  
(碎石部の寸法)
- ⑧ 出来高の幅確認  
(埋戻前で透水シート施工前後)
- ⑨ 出来高の延長確認  
(埋戻前で透水シート施工前後)

平面図



側面図



## 《検査編》

### 3 工事検査における過去の主な指摘事項

#### 1) 開発区域に関するもの

①境界杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設置不良               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆確定測量図の表示と現地の杭の種類が違う</li> <li>◆表示誤りの境界杭を設置（+が↓・⊥等になっている）</li> <li>◆杭がぐらついて固定されていない</li> </ul> </li> </ul>
②確定測量図	<ul style="list-style-type: none"> <li>●杭間距離と確定測量図の辺長が一致しない               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮杭から永久杭に設置し直した後に、必ず測量する</li> <li>2 布テープでなく、測量誤差の少ないスチールテープを使用する 光波測距儀による測定を行う。</li> <li>3 以上により、確定測量図を作成する</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>※ 誤差の許容範囲               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平地 20m未満 10mm以下           20m以上 辺長×1/2000mm以下</li> <li>● 山地 20m未満 20mm以下           20m以上 辺長×1/1000mm以下</li> </ul> </li> </ul>
③工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発区域外に工作物が突出して設置されている               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆土留め ◆擁壁 ◆基礎等</li> </ul> </li> </ul>
④越境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土留め等が区域外に傾斜している</li> </ul>
⑤整地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●敷き均しや転圧が不十分なもの</li> <li>●盛土の中にコンクリート殻・木の根等が混じっていたもの</li> <li>●土留めのブロック鉄筋がむき出しになり危険なもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）鉄筋の先にキャップをかぶせるか鉄筋を折り曲げる</li> </ul> </li> </ul>

## 《検査編》

工事記録写真の一部を撮影していないなどにより確認できない部分があるときには、開発工事で築造した工作物の一部破壊、造成地盤の掘削等による目視確認をお願いする場合があります。

### 2) 工事記録写真に関するもの（※ 写真は、工事の部位ごとに撮影する。）

①寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンベックスを当てて撮影したため、寸法の判読が困難               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆配筋の寸法判別が困難</li> <li>◆擁壁等の基礎寸法の判別が困難</li> <li>◆路盤の厚さの判別が困難</li> <li>◆擁壁の裏込め砕石の厚さが不明                   <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 工程ごとに、必ずスタッフやリボンテープほか必要な計測器材と黒板を使い撮影する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●写真の撮り忘れ               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 検査済証が交付できないこともあるので注意！（破壊検査以外に確認が困難なため）</li> </ul> </li> </ul>
②施行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●擁壁の裏込め砕石が不明               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）上部から、①砕石を入れる前 ②中間まで入れた状況 ③最終状況……3段階を撮影する</li> </ul> </li> <li>●擁壁の水抜き穴の処理が不明               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）裏込め砕石流出防止用の網の施工状況を撮影</li> </ul> </li> <li>●基礎の支持地盤の種類が不明               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）①仮定した地盤高 ②支持地盤まで掘削状況を撮影しておく。</li> </ul> </li> </ul> <p>※盛土の際に、30cm転圧の中間検査が必要な場合もあります。</p>
③使用材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用材料が不明なもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）使用材料ごとに検収し、必ず撮影する</li> </ul> </li> </ul>
④越境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開発区域の土留め等が区域外に傾斜しているもの</li> </ul>
⑤試験結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記録が不十分なもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>→（対策）砂置換試験等の状況を必ず撮影する。</li> </ul> </li> </ul>

## 《検査編》

---

### 3) 試験成績表等の資料が整理されていないもの

- ◆ カタログ等が不足
- ◆ 各種材料の試験結果が不足

### 4) 現地と開発行為許可書と相違しているもの

- ◆ 境界ブロック（土留め）の厚さ等の相違
- ◆ 道路幅員の相違
- ◆ 区画の相違
- ◆ 擁壁構造の相違
- ◆ ごみ置場の構造の相違
- ◆ 造成高の相違

### 5) 雨水排水工事の施工状況が不備なもの

- ◆ 砕石部分が透水性シートで包まれていない
- ◆ 単粒度砕石が使われず、粒調砕石が使われている
- ◆ 浸透トレンチの管長不足  
→（対策）柵の砕石部分は管長に含めないで施工する
- ◆ 浸透トレンチの砕石断面の不足
- ◆ 常水面レベルが未調査なため、常に柵や井戸に水が溜まっている
- ◆ 調整池のオリフィス管の断面積が過大なもの
- ◆ 柵の位置及び数に相違がある

## 《検査編》

---

### 4 検査の立会者

#### 1) 許可申請者側

- ◆ 本人又は代理人
- ◆ 設計者
- ◆ 工事施工者

※ 工事完了検査で境界の杭間距離（周り間）を測定するのに当たっては状況に応じて補助員の立会いもお願いします。

#### 2) 検査者側

- ◆ 工事検査員
- ◆ 町村等検査担当職員

### 5 検査項目

#### 1) 工事完了検査の主な内容

- ① 確定測量図等に基づく区域の実測
- ② 境界杭の種類
- ③ 擁壁（CB積み土留め等を含む）の施工状況、基礎碎石、配筋などの主要工程における出来形寸法
- ④ 舗装工の施行状況、幅・厚さ・延長などの出来形寸法及び密度試験結果
- ⑤ 汚水排水施設の柵の規格、経路などの確認
- ⑥ 雨水排水施設及び流出対策の施工状況、柵の規格・寸法、碎石の規格・寸法、施設の延長など
- ⑦ その他工程ごとの工事施工状況（目視できない箇所は工事写真）の確認

※ これらが確認できない場合には、再検査等になることがありますので、申請者（代理人等）の方は検査前に必ず確認をお願いします。特に工事記録写真の一部を撮影していないなどにより確認できない部分があるときには、開発工事で築造した工作物の一部破壊、造成地盤の掘削等による目視確認をお願いする場合があります。

《検査編》

2) 工事中間検査の主な内容

工 種	種 別	検査項目	
擁壁工	支持地盤 基礎砕石・基礎コンクリート	施行状況、出来形寸法	
		地盤許容支持力試験結果	
	基礎杭	施行状況、杭の種類・配列・杭長	
		支持層の確認	
	配筋	鉄筋の種類、径、間隔	
		かぶり厚さ	
		継手の位置、長さ、定着長	
		鉄筋のミルシート等	
	開発道路	路盤	施工状況
			出来形寸法（幅員、厚さ、延長）
密度試験結果			
縦横断勾配			
側溝		施行状況	
		基礎砕石寸法	
		側溝及び蓋版寸法及び延長	
		縦断勾配	
橋梁基礎工	支持地盤 基礎砕石・基礎コンクリート	施行状況、出来形寸法	
		地盤許容支持力試験結果	
	配筋	鉄筋の種類、径、間隔	
		かぶり厚さ	
		継手の位置、長さ、定着長	
		鉄筋のミルシート	

《検査編》

6 検査時に用意するもの

1) 関係書類

<p>開発行為許可書(副本)</p>	
<p>工事施工(記録)写真          (検査時に見えなくなる          部分が確認できるもの)</p>	<p>①着工前 ②施工中 ③完成の各段階のもの          各種構造物の寸法が明確に判読できるように、          スタッフ、ポール等の測定器具を当てながら、          ◆撮影箇所 ◆撮影年月日 ◆構造物の内容等          を明記した黒板を提示して撮影してください。  <b>※背景が確認できるもの及び文字・目盛りが判読          できる近接写真</b></p>
<p>擁壁の支持地盤の調査          及び試験結果等</p>	<p>◆ 平板載荷試験等のデータ</p>
<p>道路の路盤等の試験結果</p>	<p>◆ 砂置換法による土の密度試験          ◆ 平板載荷試験等のデータ</p>
<p>アスファルトの試験データ等</p>	<p>◆ 抽出試験データ          ◆ コア等</p>
<p>骨材の試験成績表</p>	<p>◆ 当該試験データ</p>
<p>使用した材料等の          品質管理資料</p>	<p>◆ 当該データ          ◆ カタログ等</p>

2) 検査器具（申請者が用意するもの）

① ◆ スチールテープ（50m以上のもの）

◆ コンベックス（5m程度）

◆ 下げ振り

② ◆ 光波測距儀

※ 使用については、高低差がありスチールテープで計測できないなどの場合に申請者で判断してください。

③ ◆ ポール、ピンポール

◆ レベル、スタッフ

◆ 水系

④ ◆ 水平器、勾配定規

⑤ ◆ スコップ、つるはし

⑥ ◆ U字溝の蓋等をあける器具等

⑦ ◆ 下水管ミラー、懐中電灯

⑧ ◆ バケツ等（水を流すための器具）

## 《手続編》

### 1 工事完了検査

- 工事完了検査は、工事の内容が開発許可を受けた設計の内容に適合していることを確認する検査です。
- 工事完了検査の対象は、雨水・汚水排水施設も含め許可に係る全ての工事に及びます。工事工程上、建築工事と切り離して施工ができない場合には、工事完了公告前の建築物の建築の承認を受ける必要があります。

#### 1) 工事完了検査の実施日の調整

- ◆ 工事完了日が確実になった時点（届出書提出前でも可）で、開発区域が属する町村を担当する建築安全センターの開発指導担当と検査日程を調整してください。

建築安全センターの担当区域は以下のとおりです。

	担当区域	連絡先
川越建築安全センター 東松山駐在	越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、 皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、 美里町、神川町、上里町、寄居町	0493-22-4341

- ◆ 工事完了検査は、原則として川越建築安全センター東松山駐在の工事検査員（以下、「工事検査員」という。）が行います。
- ◆ 開発工事完了検査に合わせて、当該町村の道路・水路・下水等の管理者が検査を行うこともあります。
- ◆ 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき設置された雨水流出抑制施設については、開発工事完了検査とは別に、同条例に基づく工事完了検査を受ける必要があります。

詳細は、埼玉県県土整備部河川砂防課（TEL 048-830-5120）に問合せてください。

2) 工事完了時に提出する書類

①工事完了届出書	◆ 開発許可を受けた各町村の開発担当課に3部提出 (正本1部、副本2部)
②添付書類	◆ 添付書類一覧表に掲げる図書等を添付すること

3) 届出にあたっての留意事項

- ◆ 届出の前に、必ず開発工事が開発許可の内容のとおりに行われていることを確認してください。
- ◆ 開発工事が開発許可の内容と相違している場合、やり直し又は変更許可等の手続きをしてください。開発工事が開発許可の内容どおり施工されていない場合、後日再検査となります。
- ◆ 許可を受けていない工事の内容に対しては、検査を行いません。
- ◆ 許可の内容に適合しなければ、検査済証の交付はできません。

## 《手続編》

### 2 工事中間検査

- 工事中間検査とは、工事完了時では目視確認ができない場合、工事施行中に確認する検査です。
- 工事中間検査を実施しないで施工を進めてしまうと、完了検査時に完成した構造物等を破壊しないと検査が実施できない場合があります。
- 下記の許可権者が指定する工程（以下「指定工程」という。）を確認し、指定工程のある開発許可については、工程をよく把握し、適切な時期に工事中間検査の依頼書を提出してください。

#### 1) 開発許可権者が指定する工程（指定工程）

- ◆ 許可権者が指定する工程は、下表を標準とします。

工 種	指 定 工 程
擁壁工 <sup>※1</sup>	基礎工の着手時
	地盤改良若しくは杭基礎完了時
	土工事（擁壁基礎の支持地盤）完了時
	配筋工完了時
	大臣認定擁壁 <sup>※2</sup> の据付完了時
開発道路の路盤工	表層の施工前
	下層路盤の完了時
	上層路盤の完了時
橋梁の基礎工	地盤改良若しくは杭基礎工完了時
	土工事（橋梁基礎の支持地盤）完了時
	配筋工完了時

※1 切土で高さ2mを超えるがけ面又は盛土で高さ2mを超えるがけ面をおおう擁壁

※2 宅地造成等規制法施行令第14条に基づき国土交通大臣が認定した擁壁

## 《手続編》

### 2) 工事中間検査の実施日の調整

- ◆ 指定工程に達することが確実になった時点（依頼書提出前でも可）で、開発区域が属する町村を担当する建築安全センターの開発指導担当と検査日程を調整してください。建築安全センターの担当区域は以下のとおりです。

	担当区域	連絡先
川越建築安全センター 東松山駐在	越生町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、 皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、 美里町、神川町、上里町、寄居町	0493-22-4341

- ◆ 工事中間検査は、川越建築安全センター東松山駐在の工事検査員（以下、「工事検査員」という。）が原則として行います。

### 3) 工事中間検査の依頼時に提出する書類

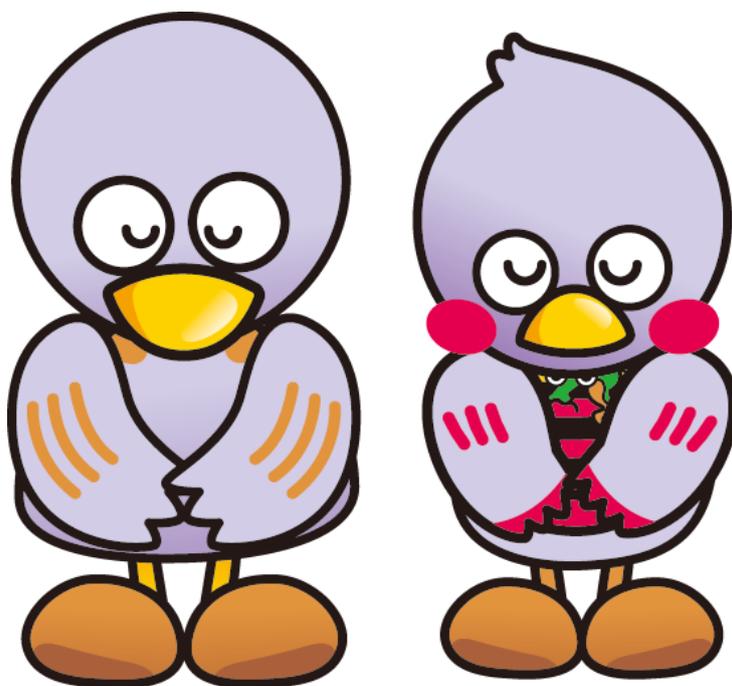
①中間検査依頼書	◆ 開発許可を受けた各町村の開発担当課に3部提出 (正本1部、副本2部)
②添付書類	◆ 添付書類一覧表に掲げる図書等を添付すること

### 4) 依頼にあたっての留意事項

- ◆ 依頼の前に、必ず開発工事が開発許可の内容のとおりに行われていることを確認してください。
- ◆ 開発工事が開発許可の内容と相違している場合、やり直し又は変更許可等の手続きをしてください。開発工事の施行が開発許可の内容どおりではない場合、後日再検査となります。

### 3 工事検査後の手続き

- 1) 工事検査に係る現場確認後、工事検査員から申請者（代理人等）に工事検査結果指示書を渡します。
- 2) 工事検査結果に是正事項がある場合は、工事検査結果書と合わせて是正結果報告書（様式第4号）を渡します。すべての是正事項の内容については是正が完了した時点で、是正結果報告書を町村経由で提出してください。
- 3) 検査（再検査を含む）の結果、工事検査員が開発許可の内容に適合していると認めるときは、「開発行為に関する工事の検査済証」を交付します。
- 4) 検査済証交付とともに、埼玉県報に工事の完了公告を行います。
- 5) 工事完了公告の効果  
次の事項は、工事完了公告の翌日に効力が発生することになります。
  - ア 建築制限の解除（公告前建築承認を受けている場合は建築物の使用）
  - イ 公共施設の帰属及びその後の管理など



埼玉県のマスコット コバトン さいたまっち

埼玉県川越建築安全センター 東松山駐在 開発指導担当

埼玉県東松山市六軒町5-1

電話：(0493) 22-4341

FAX：(0493) 22-4342

令和2年10月作成